

# 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号に基づき、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の市長の認定に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に主たる事務所又は開発・製造部門を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 新商品 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の3第1項第1号及び第2号に該当すると認められるもののうち、別表に掲げる商品をいう。

(申請方法)

第3条 この要綱による認定を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画(以下「実施計画」という。)を作成し、新商品の生産による新事業分野開拓者認定申請書(様式第1号)により、商品の販売を開始してからおおむね5年以内に、市長に申請するものとする。

- (1) 新商品の生産の数量及び生産額等の目標
- (2) 新商品の内容
- (3) 新商品の生産の実施時期
- (4) 新商品の今後の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請事業者は、申請の際、次の書類等を添付するものとする。ただし、川崎ものづくりブランド認定製品に係る申請については、次の書類等を省略できるものとする。

- (1) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人に限る。)
- (2) 直近2営業年度の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 前号に掲げる書類がない場合にあつては、直近1年間の営業状況(事業内容)及び事業用資産の概要を記載した書類
- (4) 新商品に関する詳細資料

(認定基準)

第4条 この要綱による認定は、申請事業者から提出された実施計画が、次の各号に掲げる基準すべてに適合する場合に行うものとする。

- (1) 新商品の生産による新たな事業分野の開拓の確実な実施が認められること。
- (2) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (3) 実施計画が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。
- (4) 市長が認定するにふさわしいものであること。

2 実施計画に係る新商品について、過去に行われた審査等により、前項各号に掲げる基準に適合することが既に確認されている場合には、市長はその結果をもって本条に定める基準の確認に代えることができる。

(事業者の認定)

第5条 市長は、実施計画が前条第1項の認定基準に適合すると認めるときは、その申請事業者を「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」(以下「被認定事業者」という。)として認定する。

2 市長は、第1項の規定により申請事業者を認定し、又は認定をしないことを決定したときは、通知書（様式第2号）をもって、申請事業者に通知する。

3 第1項の規定による認定の期間は、市長が申請事業者に対して前項に規定する認定の通知をした日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実施計画の変更）

第6条 被認定事業者は、実施計画について第3条第1項各号に掲げる内容を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実施計画の中止）

第7条 被認定事業者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、事業中止届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、被認定事業者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- （1）実施計画に従って事業を実施していない場合
- （2）第4条第1項各号に掲げる認定基準に適合しなくなった場合
- （3）不正な手段により認定を受けた場合

2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消しにより発生する損失は、当該事業者が負担するものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、被認定事業者に対して実施計画について報告を求め、又は新商品について調査を行うことができる。

（新商品の購入）

第10条 市は、川崎市の機関において用途が見込まれる物品の購入等を行うに当たり、被認定事業者が生産する実施計画に係る新商品の性能、価格等について考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

（周知）

第11条 市長は、物品の購入等を行う者に対して、被認定事業者が生産する実施計画に係る新商品の性能、品質、価格等の情報の周知に努める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。  
(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

1	川崎ものづくりブランド認定製品	市内製造業及び情報通信業の競争力向上に寄与することを目的に、川崎ものづくりブランド推進協議会（会長 川崎商工会議所会頭）が審査を行い、認定した製品
2	かわさき基準認証福祉製品	人の自立を支援し、将来に向けた福祉課題の解決に資する革新的な製品を認証し、これらの認証製品の活用を促進することにより、人の生活全般を豊かにする社会モデルの構築と、新産業を創出することを目的に、川崎市等が認証した製品
3	低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド認定製品	市内企業が製造等したCO <sub>2</sub> 削減に貢献する製品の競争力向上に寄与することを目的に、低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド等推進協議会が審査を行い、認定した製品
4	川崎CNブランド認定製品	市内企業が製造等したCO <sub>2</sub> 削減に貢献する製品の競争力向上に寄与するとともに、製品を通じた脱炭素化の取組を市民・事業者を始めとする社会全体へ波及させることを目的に、川崎CNブランド等推進協議会が審査を行い、認定した製品

様式第1号

新商品の生産による新事業分野開拓者認定申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者)

所在地

会社名

代表者名

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱第3条の規定により、認定を受けたいので申請します。

(添付書類)

- ① 別添「実施計画」
- ② 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人に限る。）
- ③ 直近2営業年度の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  
これらの書類がない場合にあつては、直近1年間の営業状況（事業内容）及び  
事業用資産の概要を記載した書類
- ④ 新商品に関する詳細資料

※ 留意事項

- ・ 提出された書類は、返却いたしません。
- ・ 提出された書類は、他の目的に使用いたしません。
- ・ 川崎ものづくりブランド認定製品に係る申請については、②～④の書類を省略することができます。

## 実 施 計 画

### 1 申請者の概要

※ 欄は記入不要

	※整理番号	
フリガナ 会社名		
フリガナ 代表者名		
所在地		
電話番号		
FAX 番号		
URL		
E-mail		
設立年月日	年	月 日
資本金	千円	
業種	(該当する項目にチェックを付け、主たる業種名を御記入ください)	
	<input type="checkbox"/> 製造業 ( )	
	<input type="checkbox"/> 卸売業 ( )	
	<input type="checkbox"/> 小売業 ( )	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
従業者数	常用	名
	臨時	名
事業内容	(会社の概要をご記入ください)	
連絡担当者	部 署 名	
	役職・氏名	
	連 絡 先	( ) ー

## 2 新商品の概要

### (1) 新商品の内容及び生産の実施時期等

新商品の名称				
新商品の販売価格	円（実売価格）			
新商品の開発及び 販売開始時期	製品開発：	年	月	
	販売開始：	年	月から	
具体的内容	（申請する新商品の内容、形式、機能、特徴等についてご記入ください）			
新規性等の内容	（申請する新商品の新規性、先進性、独自性、類似品との相違等についてご記入ください）			
新商品の特許等 （出願中を含む）	有 ・ 無 （有の場合はその番号： ）			
過去3年間の新商 品の販売実績	年 度	年度	年度	年度
	売上数量			
	売上額	千円	千円	千円
	決算期	月		

今後3年間の新商品の生産目標及び実施時期	年 度	年 度	年 度	年 度
	生産数量			
	生産額	千円	千円	千円
新商品の生産の実施方法	① 生産形態（該当する項目にチェックをつけてください） <input type="checkbox"/> 自社生産 <input type="checkbox"/> 共同生産（自社分    %） <input type="checkbox"/> 委託生産			
	② 資材部品等の調達の概要			
	③ 生産に必要な機械設備の概要			
	④ 生産場所			
新商品の販売方法	（販売ルート、納期、商品の品質保証・保障期間、主な販売先などについてご記入ください）			

(2) 今後3年間の新商品の生産に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額 (内訳)

(単位: 千円)

区 分	年度	年度	年度	備 考
原材料費				
機械装置費・工 具器具費				
外注加工費				
技術指導受入 費				
直接人件費				
市場調査・広報 宣伝費				
その他の経費				
合 計 (A)				

②資金の調達方法 (内訳)

(単位: 千円)

区 分	年度	年度	年度	備 考
自己資金				
出資の受入				
補助金・助成金				
借入金				
その他				
合 計 (B)				

(記入要領)

- 1 合計 A と B の額は、一致します。
- 2 備考欄に、資金の調達方法のうち、「出資の受入」については出資機関の名称を、「補助金・助成金」については補助事業名を御記入ください (予定を含む)。

様式第2号

川 第 号  
年 月 日

所 在 地  
会 社 名  
代 表 者 名                      様

川崎市長

新商品の生産による新事業分野開拓者 認定・変更・中止 申請に係る  
(変更・中止)承認通知書・不承認通知書

年 月 日付で、申請のあった新事業分野開拓者 認定・変更・中止 承認申請については、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり 承認・不承認 を通知します。

■不承認の場合  
理由

様式第3号

新商品の生産による新事業分野開拓者変更申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

[申請者]  
所在地  
会社名  
代表者名

年 月 日付 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり変更したいので、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

(添付書類) 変更後の実施計画書

様式第4号

新商品の生産による新事業分野開拓者中止申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

[申請者]  
所在地  
会社名  
代表者名

年 月 日付 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり事業を中止しますので、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業中止の理由
- 2 事業中止の時期